

○南房総市ダム管理規程

平成18年3月20日

訓令第31号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法（第8条—第17条）

第3章 洪水における措置に関する特則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、白浜ダム及び大谷川ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び白浜貯水池並びに大谷貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第2条 ダムは、水道用水の供給をその用途とする。

（管理主任技術者）

第3条 ダム管理事務所に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定するダム管理主任技術者1人を置く。

2 前項のダム管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの訓令の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

（ダム及び貯水池の諸元等）

第4条 ダム及び貯水池の諸元は、別表第1のとおりとする。

（定義）

第5条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 洪水 貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が白浜貯水池においては毎秒37立方メートル以上、大谷貯水池においては毎秒9.6立方メートル以上であることをいう。

(2) 洪水時 洪水が発生しているときをいう。

(3) 洪水警戒時 ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報、大雨警報、風雨注意報又は大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから、これらの警報、注意報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で洪水時を除く間をいう。

(貯水位の測定)

第6条 貯水池の水位は、貯水池水位観測所に設置の水位計により測定するものとする。

(貯水池への流入量の算定)

第7条 貯水池への流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まるとき及びこれが終わるときにおける貯水位にそれぞれ対応する貯水量を別図により求め、これを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム等の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第8条 貯水池における流水の貯留は、第19条の処置を行うほか、常時満水位を超えてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第9条 ダムの放流管からの放流は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流するものとする。

(1) 下流における当該水利使用及び他の水利使用等のために河川の流量を確保する必

要があるとき。

- (2) ダムその他貯水池内の施設の点検整備のための必要があるとき。
- (3) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第10条 放流管からの放流は、下流の流水に急激な変動を生じないように放流しなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において貯水池からの放流量を増加することができる。

(放流管バルブの操作)

第11条 ダムの放流管バルブは、第9条の規定により放流する場合又はダムの放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

(放流に関する通知等を行わなければならない場合)

第12条 放流管から放流することによって、下流の流水に著しい変化が生ずると認める場合においてこれによって生ずる危害を防止するために必要と認めるときは、法第48条の規定によりダム管理主任技術者は、別表第2の関係機関に通知するとともにダム下流に警報を行わなければならない。

(放流に関する警報の方法)

第13条 前条の警報は、別表第3の防災行政無線等により行うものとする。

2 放流に関する通知等の時期は、次の定めによる。

- (1) 別表第2の関係機関に対する通知は、放流開始の1時間前
- (2) 防災行政無線による警報は、当該地点の水位上昇の30分前

(ダムの操作に関する記録の作成)

第14条 ダムの放流管バルブを操作した場合は、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) バルブの開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻
- (3) バルブの開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、放流管からの放流量及び使用量

- (4) 放流管からの最大放流量及びその生じた時刻
- (5) 第12条の規定による通知及び警報の実施状況  
(観測及び測定等)

第15条 ダム及び貯水池への管理のための観測及び測定は、別表第4に定めるところにより行うものとする。

2 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われるときは、速やかに別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

3 観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。  
(点検及び整備等)

第16条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異状な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異状な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第17条 ダム又は貯水池に関する異状かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、別表第2によりその旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水における措置に関する特則

(洪水警戒時における措置)

第18条 洪水警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具、法第45条の観測施設、法第31条の規定により警告するための広報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要

な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のための必要な機械器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) ダム管理主任技術者は、別表第2の例による法第46条第1項の規定による通報をすること。

(5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

（洪水時における措置）

第19条 洪水時においては、余水吐による自然越流により洪水処理及び洪水終了後の水位の低下を行わなければならない。

2 法第49条の規定による記録の作成をすること。

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成23年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

白浜ダム

1 高さ 18.5m

2 堤頂長 62.3m

3 堤頂の標高 標高54.0m

4 越流頂の標高 標高 51.0m

5 余水吐

型式 溢流式

最大放流能力 44.4m<sup>3</sup>/秒

断面（越流水深0.8m×越流幅30m）

- 6 設計洪水流量  $37.0\text{m}^3/\text{秒}$
- 7 放流管バルブ (排泥管バルブ)  
型式 立形制水弁 (口径  $150\text{mm}$ )  
駆動方式 手動  
開閉速度 1分間  $100\%$   
全開に要する時間 1分  
バルブ位置 標高  $35.5\text{m}$   
全開時放流能力  $0.02\text{m}^3/\text{秒}$  (ただし、常時満水位の時)
- 8 貯水池内取水施設  
取水方法 水中ポンプ  
最大取水量  $0.0718\text{m}^3/\text{秒}$

#### 大谷川ダム

- 1 高さ  $25.0\text{m}$
- 2 堤頂長  $50.0\text{m}$
- 3 堤頂の標高 標高  $111.0\text{m}$
- 4 越流頂の標高 標高  $109.0\text{m}$
- 5 洪 (余) 水吐  
型式 自由越流型  
最大放流能力  $34.5\text{m}^3/\text{秒}$   
断面 越流水深  $1.0\text{m}$ ×越流幅  $13.2\text{m}$
- 6 設計洪水流量  $28.7\text{m}^3/\text{秒}$
- 7 放流管バルブ  
型式 電動弁箱ゴムシート型バルブ  
駆動方式 電動及び手動兼用  
開閉速度 1分間  $25.0\text{cm}$   
全開に要する時間  $1.0\text{分}$   
バルブ位置 標高  $94.0\text{m}$

全開時放流能力 2. 1m<sup>3</sup>/秒

(ただし、常時満水位の時)

8 貯水池内取水施設

取水方法 0. 5m×0. 5m

取水口より自然流下方式

最大取水量 0. 029m<sup>3</sup>/秒

白浜貯水池

1 直接流域面積 1. 6km<sup>2</sup>

2 湛水面積 0. 014km<sup>2</sup>

3 設計洪水位 標高 52. 10m

水位計表示 17. 10m

4 計画洪水位 標高 52. 10m

水位計表示 17. 10m

5 常時満水位 標高 51. 0m

水位計表示 16. 0m

6 最低水位 標高 37. 0m

7 総貯水容量 23万m<sup>3</sup>

8 有効貯水容量 20万7, 000m<sup>3</sup>

大谷貯水池

1 直接流域面積 0. 87km<sup>2</sup>

2 間接流域面積 0km<sup>2</sup>

3 湛水面積 0. 02km<sup>2</sup> (常時満水位)

4 最大背水距離 0. 495km (計画洪水時)

5 設計洪水位 標高 110. 0m (水位計表示110. 0m)

6 計画洪水位 標高 110. 0m (水位計表示110. 0m)

7 常時満水位 標高 109. 0m (水位計表示109. 0m)

8 最低水位 標高 94. 0m

9 総貯水容量 190.0×103m<sup>3</sup>

10 有効貯水容量 173.0×103m<sup>3</sup>

11 堆砂容量 17.0×103m<sup>3</sup>

別表第2（第12条、第13条、第17条、第18条関係）

白浜ダム

通知の相手方		通知の方法	摘要
名称	担当機関の名称		
千葉県	安房地域整備センター	加入電話	0470-22-4341
南房総市	市民生活部消防防災課	〃	0470-33-1052
館山警察署	滝口駐在所	〃	0470-38-2400

大谷川ダム

通知の相手方		通知の方法	摘要
名称	担当機関の名称		
千葉県	安房地域整備センター	加入電話	0470-22-4341
館山市	民生部社会開発課消防防災係	〃	0470-22-3111
南房総市	市民生活部消防防災課	〃	0470-33-1052
館山警察署	平群駐在所	〃	0470-58-0004

別表第3（第13条関係）

白浜ダム

サイレン拡声機の名称	設置場所	サイレンの構造又は能力

南房総市防災行政無線	南房総市白浜町白浜3467番地1（南房総市役所白浜地域センター）
------------	----------------------------------

大谷川ダム

／サイレン／拡声機／の名称	設置場所	サイレンの構造又は能力
サイレン拡声機	南房総市山田363番地	電池式サイレン付非常メガホン
	南房総市富山浄水場管理事務所	定額出力6ワット 最大出力10ワット
	ダム地点下流100m左岸	通達距離 音声時250m サイレン時200m

別表第4（第15条関係）

観測及び測定事項

（その1）

白浜ダム

事項	施設			回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水池水位及び流入量	白浜貯水池水位観測所	南房総市白浜町白浜9590番地地先（ダム地点）		毎日	流入量は第7条の規定による。
下流河川の水水位及び流量	長尾川取水観測所	南房総市白浜町白浜8127番地地先（ダム下流2km）		毎日	
雨量	白浜浄水場雨量観測所	白浜浄水場		毎日	

大谷川ダム

事項	名称	位置	構造又は能力	回数	摘要
貯水池水位及び流入量	大谷貯水池水位観測所	南房総市山田地先（ダム地点）	自記水位計	毎日	流入量は第7条の規定による。
下流河川の水位及び流量	大谷川水位観測所	南房総市山田地先（ダム下流100m）	自記水位計	毎日	
雨量	大谷雨量観測所	ダム地点（ダム下流100m南房総市浄水場）	自記水位計	毎日	

(その2)

事項		回数	摘要
気象	ダム地点の天気、気温	毎日	
水象	使用水量	〃	
ダムの状況	揚圧力	3箇月に1回	白浜ダムを除く。
	堤体、基礎及び周辺地山の漏水	毎月1回	
貯水池内及び貯水池上流端付近の推砂の状況		毎年1回	